

必要ときに 必要なひとが 必要な医療を受けられるように

国民健康保険税は必ず納めましょう！

（国税務課 ☎ 82 - 2070（市民税係）



国民健康保険（以下国保）は、病气やけがのときに安心して医療を受けられるように、加入者のみなさんが保険税を出し合い、いざというときにお互い助け合う医療保険制度です。

丹波市では人口の約25%が国保に加入しています。国保は加入者のみなさんからの保険税のほか国・県・市の負担金などを主な財源として運営しています。繰越金や国保会計の貯金である「基金」を取り崩し、保険税の引き上げを抑制していますが、医療費の増大などにより財政状況は非常に厳しい状態となっています。

そのため、平成27年度の保険税率を引き上げることになりました。みなさんのご理解とご協力をお願いします。



●国保財政の健全化のためにできること

- ①日頃から健康の維持・増進をこころがけ、年に一度は健診を受けましょう！
- ②上手に医療を受けましょう
- ③ジェネリック医薬品を有効に活用しましょう

市の国保では、特定健康診査や、特定保健指導の実施、人間ドック受診料の一部助成を行い、病気の予防・早期発見と早期治療、病気の重症化を抑えるなどの健康づくりを進めています。

●平成26年度の1人当たりの医療費
37万5千円
（平成25年度比4.5%増）

●平成26年度に市の国保会計から医療機関などに支払った医療費

45億6,471万円

平成27年度の税率	税率			
	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	介護納付金分
所得割	所得に応じて計算 〔前年の総所得金額等－基礎控除（33万円）〕×税率	7.85%	2.20%	2.60%
資産割	資産に応じて計算 固定資産税額（償却資産除く）×税率	10.00%	1.00%	1.00%
均等割	加入者数に応じて計算 加入者数×税額	25,900円	7,300円	9,900円
平等割	1世帯あたり	20,600円	5,500円	5,500円
課税限度額		520,000円	170,000円	160,000円

月割課税…年度（4月～翌年3月）途中で国保に加入・喪失された方は、月割計算のうえ課税されます。

納税義務者は「世帯主」です。被保険者一人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯主が世帯主が納めます。世帯主が国保に加入していないくても、家族に1人でも国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

所得が一定基準以下の場合
は、国保税が減額されます

前年度の合計所得金額が一定基準以下の場合、平等割額と均等割額が減額（7割・5割・2割）されます。

平成27年度から減額（5割・2割）の基準額が変わり、軽減措置が拡充されました。

※所得申告されていない場合は、減額されません。

特定同一世帯の平等割の額が減額されます

同じ世帯の国保被保険者が国保から後期高齢者医療制度に移したことで、同じ世帯の国保被保険者が1人になる場合は、平等割が2分の1となります。さらに、5年経過後は、8年を経過するまでの間、平等割が4分の1軽減されます。

軽減

倒産・解雇・雇い止めなどにより離職された方は国保税が軽減されます

平成21年3月31日以降に会社の倒産・解雇などにより離職された方で、雇用保険の受給資格がある方が国保に加入された場合は、国保税が軽減されます。＊軽減を受けるためには、申請が必要です。

■対象となる方

次の①から③のすべてに該当する方。

- ①雇用保険受給資格者証の「離職理由」が解雇・雇い止めなどの理由に該当していること
- ②平成21年3月31日以降の失業であること
- ③失業時点で65歳未満であること

■軽減額

失業された方の前年度所得を100分の30とみなして計算します。

■軽減期間

離職日の翌日～翌年度末

【例】平成26年3月31日～平成27年3月30日に離職された方は、平成26・27年度の国保税を軽減します。

☎ 国保・医療課（国保年金係）☎ 82 - 6690
税務課（市民税係）☎ 82 - 2070

便利

便利な口座振替、コンビニ納付をご利用ください

■口座振替が便利です

金融機関などの指定口座から納期ごとに自動振替によって納付していただく方法です。安全で納め忘れもなく、納期ごとに金融機関へ納めに行く手間が省けます。

■コンビニエンスストア（コンビニ）で納付ができます！

お仕事などの都合で、金融機関や市役所に行くのが難しい場合に、コンビニでいつでも納付できます。＊コンビニでの納付は、読み取り用バーコードの印字があり、コンビニ利用期限内の納付書で、金額が30万円を超えないものが利用できます。

■納付書を1年分まとめて送付しています

今月送付した各納期別の納付書は、1年分をまとめたものです。大切に保管し、納める納期の順番を間違えないように注意してください。

市民税・県民税（普通徴収）及び国民健康保険税の1期の納期は6月30日（火）です

■市税は納期限内に納めましょう…市税を滞納すると督促状や催告書が送られるほか、本来納めるべき税額のほかに延滞金もあわせて納めていただくことになります。市政の円滑な推進に市税が有効に活用されるよう、納期限内に納付しましょう。